

地域の元気を私達の活動から！

# 商工会だより

No. **40**  
2022.6

●発行所/甲斐市商工会 ●発行人/会長 中村 己喜雄

TOPICS

- インボイス制度について……………P2
- 活用事例……………P3
- 新会員の紹介……………P4
- 第3弾甲斐市プレミアム付商品券販売中……………P4



5月26日、第18回通常総代会を開催し、令和3年度事業報告並びに決算、令和4年度事業計画並びに予算、役員補充選任など計7議案を承認決定しました。

コロナの収束が見えなかった昨年度、商工会では基本的支援の税務、創業・事業承継、労務等に加え、国・県・市が講じたコロナ支援策の相談窓口として各種給付金・支援金の申請支援、雇用対策など、感染症の影響を受ける事業所へ事業継続に向けた後方支援を行いました。

第18回  
通常総代会

**ウイズコロナ・アフターコロナを見据えた  
会員事業所等に対する事業継続力の強化支援**

祝辞を  
頂いた皆様

猪股県議会議員 赤澤市議会議長 保坂甲斐市長

新役員の紹介

大森石材店の  
大森一彦氏が  
6/1付で理事に  
就任しました

（詳細は7月発行予定の  
ダイジェスト版をご覧ください。）

**令和4年度の重点項目**

- 1 多様で活力ある会員企業を応援する伴走型支援と地域活性化策の充実
- 2 地域ブランドの創出・育成による地域商工業の活性化支援
- 3 会員企業の危機管理体制整備の支援強化
- 4 企業支援を支える組織・財政等運営基盤の強化

令和4年度は、コロナ禍に対応した緊急的な対策の継続と、コロナの影響を乗り越え経済の再生等に向けた支援、また、個々の事業者への伴走型支援を中心に事業承継、販路開拓、デジタル化への対応、令和5年10月導入予定のインボイス制度等税制改正への対応支援など、会員事業所等に対し総合的な支援を展開していきます。

**源泉所得税個別指導会のお知らせ**

令和4年1月～6月の源泉所得税個別指導会を下記のとおり行います。

- 開催期間 7月1日(金)～8日(金) (土日は除く)
- 受付時間 午前9時～11時30分  
午後1時～4時(最終日は午前中まで)
- 開催場所 甲斐市商工会館
- 持ち物 一人別源泉徴収簿または支払賃金の分かるもの、納付書

※予約制ではありません。  
※混雑時はお待たせ頂くことがございますので予めご了承ください。

**桑の実摘み観光を  
3年ぶりに開催!**

5月27日(金)～6月5日(日)まで、甲斐市大袋で桑の実摘み観光を行いました。コロナ禍で3年ぶりの開催でしたが、来場者は1,065人と予想以上に多くの方にお越しいただきました。天気にも恵まれ、小学校の体験学習の子供たちや、3年ぶりの開催を楽しみにしていたという県内外のお客様など、和やかな雰囲気の中、桑の実摘みとなりました。



# インボイス制度について



## インボイス (適格請求書) とは

2023年(令和5年)10月1日から導入される消費税の申告制度です。

「売手が、買手に対して正確な適用税率や消費税等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書・納品書・領収書などのことを言います。

## インボイス制度導入スケジュール

適格請求書発行事業者の登録受付開始	登録申請書提出期限*	インボイス制度開始	※2023年10月1日から登録を受ける場合	
2021年10月1日	2023年3月31日	2023年10月1日	2026年10月1日	2029年10月1日
消費税率	標準税率10%(軽減税率8%)			
仕入税額控除方法	区分記載請求書等保存方式	インボイス方式(適格請求書等保存方式)		
免税事業者からの仕入税額控除割合	100%可能	80%可能	50%可能	0%

## 課税事業者と免税事業者では今後準備することが違ってきます!



### 「課税事業者の場合」

課税事業者とは売上が1000万円以上ある消費税の納税義務がある事業者のことを指します。

課税事業者は、事前に適格請求書事業者の登録を行い、登録番号の通知を受けておく必要があります。

適格請求書発行事業者として登録されると次の2つが義務付けされます。

- 取引先が求めたら適格請求書を交付する
- 交付した適格請求書の写しを保存しておく

### 「免税事業者の場合」

課税事業者ではない人を免税事業者と呼びます。

自社の取引先が一般の消費者でない場合は、取引先が課税事業者であるか確認する必要があります。

今までは自社の取引先が免税事業者である自社に支払っていた消費税も、仕入税額控除(売上の消費税から仕入や経費にかかった消費税額を引くこと)ができていました。今後は自社が『適格請求書発行事業者』にならなければ取引先が仕入税額控除できなくなってしまうことから、自社が『適格請求書発行事業者』の手続きを行わないまましていると、取引の継続が困難または、値引きなどが求められることが考えられます。

ただし、『適格請求書発行事業者』の手続きを行うと、売上の金額にかかわらず消費税の課税事業者になります。

## 『適格請求書発行事業者』になる必要があるか確認してみましょう!

### インボイス確認フローチャート

はい いいえ

現在、あなたは消費税の『課税事業者』ですか?

モノ・サービスを課税事業者  
に販売していますか?

インボイス  
発行  
受取準備が  
必要

インボイス  
受取準備が必要

販売先の取引事業者が課税事業者  
に切り替えの意向があるか確認

モノ・サービスを課税事業者  
に販売していますか?

販売先の免税事業者が課税事業者  
に切り替える意向があるか確認

取引先と消費税分の請求  
取り扱いについて調整が必要

自分が課税事業者切り替えるか検討

適格請求書  
発行事業者  
登録申請 提出

免税事業者及びその取引先の  
インボイス制度への対応に関するQ&A

国税庁  
HP



公正取引  
委員会  
HP



### 登録事業者になる!

#### メリット

- ・適格請求書が発行できる
- ・取引が安定的に継続できる

#### デメリット

- ・1,000万円未満の売上でも消費税を納税しなければならない
- ・適格請求書にあわせて請求書等のフォーマットを変更しなければならない
- ・申告手続きが増える

### 免税事業者を続ける!

#### メリット

- ・消費税を納付しなくてもよい

#### デメリット

- ・取引が減る可能性がある
- ・値引きを要求される可能性がある

ご相談は商工会まで!!

\*実際の判断は、このフローチャートだけでなく、取引の状況をくわしく検討した上で判断する必要があります。



商工会活用事例

商工会と共に

着実な一歩を

有限会社 創美社

当社は、お客様にとつての「おそうじ環境アドバイザー」をモットーに汚水処理事業、クリーニング事業、洗剤や消臭剤の製造販売事業を営んでおります。商工会とは様々な経営課題に対してアドバイスを受けるなど連携をとっています。



社長の河野昭造さんと後継者の河野大幸さん

1 セミナーを契機にSDGSの取組をPR

SDGSと聞くと、小規模事業者には関係のない話題であると当社では考えていましたが、商工会の経営セミナーを通して、この取組をはじめなければ、時代に残り残されると危機感を持ちました。一方で、これに取組むことは企業の社会的価値やイメージを向上させることができるチャンスであり、当社の場合では、汚水処理事業において、飲食・宿泊施設などから排出される油脂や汚泥廃棄物を軽減させ、環境負荷の低減に努めている事が、仕事の延長線上としてSDGSの取組に繋がっていると気が付くことができました。現在では、自社HPにてこの取組のPRを行っております。今後も商工会セミナーを活用して自社の経営課題解決のヒントにしたいと考えています。

2 経営革新計画を策定・承認

経営革新計画は、事業者が新事業活動を行うことにより、経営力の向上を図ることが目的とされています。経営計画策

3 今後について

定に当たっては、詳細かつ緻密な計画が求められます。当社では、将来を見据え、後継者の大幸（ともゆき）が計画策定を担当しました。商工会指導員と夜遅くまで何度も打ち合わせを行い、計画書を作成しました。また、審査会に向けては、発表練習にも協力いただき、万全の体制で臨むことができました。結果、県から承認を受け、新たな事業活動の一歩を踏み出すことができました。



当社では県の制度である「やまなしトリアル商品等認定制度」についても取組んでいこうと計画しております。会社の中長期的な発展を見据え、この他にも様々な取組にチャレンジしていきたいと考えています。今後も商工会のサポートを受けながら課題を乗り越え、着実な歩を進めていけたらと考えています。

令和4年4月から雇用保険料が変更になります。



令和4年4月からは、事業主負担分の保険料率が変更となり、令和4年10月からは、労働者負担分・事業主負担分の保険料率が変更となります。

特に、労働者の給与から控除される雇用保険料率が、年度の途中での変更になりますので、ご注意ください！

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/index.html

〈令和4年度の雇用保険料率〉(赤字は変更部分)

○令和4年4月1日～令和4年9月30日 (枠内の下段は令和3年度の雇用保険料率)

Table with 6 columns: 負担者, ①労働者負担, ②事業主負担, 失業等給付・育児休業給付の保険料率, 雇用保険二事業の保険料率, ①+②雇用保険料率. Rows include 一般の事業, 農林水産・清酒製造の事業, 建設の事業.

○令和4年10月1日～令和5年3月31日

Table with 6 columns: 負担者, ①労働者負担, ②事業主負担, 失業等給付・育児休業給付の保険料率, 雇用保険二事業の保険料率, ①+②雇用保険料率. Rows include 一般の事業, 農林水産・清酒製造の事業, 建設の事業.

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

事業承継

お悩みではありませんか？

経営者にとって事業を後継者に託す「事業承継」は、会社の未来を左右する重要な課題であり、全国統計では多くの経営者がこの課題に直面されています。...

支援体制と流れ

「商工会」と「事業承継引継ぎ支援センター」が連携し、課題解決に向けた支援を致します。



贈与税・相続税の特例措置の期限

※「贈与税・相続税の特例措置を受けるための期限」：納税猶予・免除の特例を受けるために、県の定める「特例承継計画」を作成し山梨県知事の認定を受けるための期限。法人は2023年3月31日、個人は2024年3月31日まで。

# 新会員ご紹介 (令和3年11月24日～令和4年4月26日加入) 順不同・敬称略

事業所名	代表者名	業種	事業所名	代表者名	業種
ときわ寿司	北畑 進	飲食業	リブリーク貨物	齋藤 和彦	運送業
	小宮山和美	不動産賃貸業	ハートフル運転代行サービス	村松 敬弘	運転代行業
JINオートサービス	河野 仁徳	自動車整備業	Dyden(株)	大石 哲弘	電気工事業
	小泉 治久	土木工事業	大木住建	大木 孝太	土木建築工事業
(株)メイクス	渡辺 淳一	衣料品製作小売業	島田建工	島田 和樹	土木建築工事業
焼とり言葉	上野 博美	飲食業	飲み食い処ふじの花	藤森 光三	飲食業
清水設備	清水 真妃	水道設備工事業	清水板金工業	清水 陽一	板金工事業
縁和工業	佐野 友希	土木工事業	田口建設(株)	田口 智久	土木建築工事業
常磐お箏教室	坂本 琴音	音楽教授業			

事業所名	代表者名	業種	事業所名	代表者名	業種
(有)ジェイバランス	長田 義昭	情報処理サービス業	English Sessions 英会話教室	マリナ クリスチャン	外国語会話教授業
	桑原 茂信	太陽光設備工事業		清水 松雄	不動産賃貸業
ASPY(株)	長田 健	パン製造小売業	(株)ツナグエージェント	清水 司	広告代理業
高野税理士事務所	高野 聖子	税理士事務所	赤帽 WATANABE	渡辺 卓	運送業
豊田設備	豊田 文哉	水道設備工事業			

事業所名	代表者名	業種	事業所名	代表者名	業種
ガレージAワタナベ	渡邊 昭宏	自動車整備業	武田宅配センター	伊藤 清	牛乳・乳製品卸売業
	梅林 厚子	広告業	やなぎもと	柳本 誠人	管工事業
研ぎ屋松研	松本 広行	刃物研磨サービス業	(有)タニザワ冷熱	谷沢喜久男	空調設備工事業
K's Factory	保坂 恭司	自動車整備業	ART	杉山 正幸	サービス業
(株)栄光山梨	佐藤 厚子	太陽光設備工事業	PHYSICAL CARE YAMAMOTO	山本 敦子	リラクゼーション業

事業所名	代表者名	業種	事業所名	代表者名	業種
すなっく心	奥脇 美希	飲食業	清水塗装	清水 美也	塗装工事業
高松プロモーション	高松 正典	コンサルティング業		河合 美砂	エステティック業
(株)ACL	青柳 聡	清掃業	桜田建築工房	桜田 俊	土木建築工事業
スナックトレビアン	遠藤 正子	飲食業	井上建装	井上 拓実	塗装工事業

**7月～9月開催**  
**ビジネス学院のご案内**

受講料: 無料  
会場: 甲斐市商工会

開催日/時間	コース名	定員(人)
7月12日(火) 14:00~16:00	経営計画策定セミナー	15
8月22日(月) 14:00~16:00	電子帳簿保存法改正と税務調査の勘所セミナー	15
9月13日(火) 14:00~16:30	ホームページ作成セミナー	10
9月21日(水) 14:00~16:00	Instagram活用セミナー	10
9月27日(火) 14:00~16:00	「空前の大流行!ショート動画による集客と販促術」セミナー	15

※商工会では、上記の他にも経営セミナーを企画しております。日時・内容等が決定次第ホームページにてご案内致します。

**商工会職員募集案内**

**募集職種** 1. 経営指導員 2. 経営支援員

**勤務地** 県内の商工会(23か所)又は山梨県商工会連合会


**採用予定人員** 各職種とも若干名

**受験資格** 山梨県商工会連合会のホームページをご確認ください。

**採用予定日** 令和5年4月1日

**募集期間** 令和4年6月1日(水)～8月24日(水)

**申込み問合せ** 山梨県商工会連合会 総務課  
電話055-235-2115  
<http://www.shokokai-yamanashi.or.jp/>



**編集後記**

新型コロナウイルスに関する報道にも徐々に明るい兆しが見えますが、引き続きウィズコロナの意識は変えることなく過ぎず日々が続きます。

さて、今号では来年から導入されるインボイス制度について解説しています。制度に対応するための準備等スムーズに移行できるように、対策を検討しておきましょう。梅雨があけたら本格的な夏がやってきます。節電にも協力しながら皆で暑さを乗り切りましょう。

編集委員長  
青柳昇

**第3弾 『元気甲斐 プレミアム付商品券』 販売中**

**販売価格** ※購入方法は現金のみ  
10,000円分の商品券を、5,000円で販売(1冊1,000円券×10枚)  
1冊あたり「小規模店専用券」×5枚、「全店共通券」×5枚

**購入対象者** 令和4年5月1日時点で甲斐市に住民登録がある人

**販売冊数** 1人1冊まで

**購入方法** 甲斐市より世帯主宛てに郵送される購入引換券を持って、販売場所にお越しください。  
※購入の際に、購入者の本人確認を行いますのでご協力ください。

**商品券の販売期間** 令和4年6月17日(金)～令和4年7月8日(金)  
※上記販売期間以降は市商工観光課窓口でのみの販売となりますのでご注意ください。

**商品券の利用可能期間** 令和4年7月1日(金)～令和5年1月31日(火)

**販売場所** 竜王庁舎1階特設ブース、市内の一部金融機関、又は一部事業所

**使用可能店舗** 商品券購入時に配布する一覧表  
または甲斐市ウェブサイトもご覧ください。

会員事業者の皆様へ  
**商品券取扱店の募集は継続中!**

詳細は 甲斐市ウェブサイト  
問合せ・申請は、甲斐市役所 商工観光課へ

